

丹波市ふるさと就職奨励金Q & A集

【若者定住奨励金・福祉人材就職奨励金・ふるさと就職奨励金共通項目】

- Q 1 この取組の趣旨を教えてください。…………… 1
- Q 2 奨励金の基準日などを教えてください。…………… 1
- Q 3 親族が経営する会社に就職しました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金の対象となりますか。…………… 1
- Q 4 市外から転入して起業しました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。…………… 1
- Q 5 若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金には、所得制限はありますか。…………… 1
- Q 6 公務員として公的機関に採用されました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金の対象となりますか。…………… 2
- Q 7 都合により、転入出を繰り返すこととなりました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金は、何回でも支給対象になりますか。…………… 2

【ふるさと就職奨励金】

- Q 1 市内に本社機能を有する企業に採用されましたが、市外の工場、支店、支社、営業所等に配属になった場合、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。…………… 2
- Q 2 市外に本社がある企業に採用されて、丹波市内の工場に配属となりました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。…………… 2
- Q 3 市内企業に配属後、研修のため一時的に市外に転出することとなりました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。…………… 2
- Q 4 市内企業にパートタイムで採用されて1年後に正規採用されました。新規学卒者として、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。……………
- Q 5 大学卒業後、昨年度は、就職浪人をしていましたが、1年後丹波市内の企業に就職しました。新規学卒者として、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。…………… 3
- Q 6 大学卒業後、1年間の契約で市内企業に採用されました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。
- Q 7 大学を4年間留年し、26歳で市内企業に就職しました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。… 3
- Q 8 市内企業に就職しましたが、1年間は市内に住民登録せず、市外の実家から通勤することにしました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。…………… 3
- Q 9 4月に市内のA社で新規学卒者として就職し、奨励金5万円の交付を受けましたが、同年夏に退職することとなりました。翌年4月に市内のB社に再就職しましたが、この場合も新規学卒者として5万円を受けることができますか。…………… 3
- Q 10 4月に市外の事業所で新規学卒者として就職しましたが、3ヵ月後に退職しました。翌年4月に市内に戻り、市内の企業に就職しました。この場合は、新規学卒者として5万円を受けることができますか。… 3
- Q 11 4月に市内のA社で新規学卒者として就職しましたが、A社就職時に奨励金の交付は受けられないまま、同年5月に退職することとなりました。翌年4月に市内のB社に再就職しました。この場合、新規学卒者として5万円を受けることができますか。…………… 3
- Q 12 外国人ですが、日本に留学して日本の専門学校を卒業した後、就労ビザを取得して市内の企業に就職しました。ふるさと就職奨励金の交付対象となりますか？…………… 3

【若者定住奨励金・福祉人材就職奨励金・ふるさと就職奨励金共通項目】

Q 1 この取組の趣旨を教えてください。

A 丹波市では、若者世代の減少と出生数の減少が大きな課題となっています。丹波市が引き続き暮らしやすいまちであり続けるために、丹波市では、子どもたちに「帰ってこいよ」と声かけ合えるまちづくりを進めています。

この取組によって、子どもたちに「帰ってこいよ」と声かけ合える市民マインドの醸成を図るとともに、次の3つの給付事業に取り組むことで、市外住民の丹波市への誘引を図るものです。

Q 2 奨励金の基準日などを教えてください。

A 次表のとおりとなります。

	住民登録	申請期限	申請案内	申請方法	市税滞納	企業要件	親族企業
若者定住奨励金	R 4. 4. 1 以降に転入していること。	転入又は就職6ヶ月経過後3か月以内	転入時の窓口案内	個人申請	滞納がないこと	所在地不問	不問
ふるさと就職奨励金	申請時に住民登録があること	就職及び就職から1年経過後それぞれ3か月以内	市内事業所に周知	事業所を通じて個人申請	滞納がないこと	市内の事業所又は市内に本社機能を有する市外の支社等	第2親等内は対象外
福祉人材就職奨励金	申請時に住民登録があること	就職及び就職から1年経過後それぞれ6か月以内	市内事業所に周知	事業所を通じて個人申請	滞納がないこと	市内に所在する施設（事業所）に限る。	不問

Q 3 親族が経営する会社に就職しました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金の対象となりますか。

A 若者定住奨励金・福祉人材就職奨励金は、親族が経営していても対象条件に該当する事業所であれば、対象となります。一方、ふるさと就職奨励金は若者の人材確保に苦慮する事業所とのマッチングを促すものであり、比較的容易である親族者の雇い入れは、対象なりません。

Q 4 市外から転入して起業しました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A 若者定住奨励金は、若者の市内定住を目的としているため、対象となります。一方、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金は、事業所の人材確保を促すものであり起業者自身は対象なりません。

Q 5 若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金には、所得制限はありますか。

A いずれの制度にも所得制限はありません。ただし、申請者個人に丹波市の市税に滞納がある場合は、支給されません。

Q 6 公務員として公的機関に採用されました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金の対象となりますか。

A 若者定住奨励金は、若者の定住を奨励する目的であるため、対象となります。ふるさと就職奨励金は、市内企業の人材確保を目的としており、人材不足状況に影響されにくい公務員は対象となりません。福祉人材就職奨励金も同様に対象としません。

Q 7 都合により、転入出を繰り返すこととなりました。若者定住奨励金、ふるさと就職奨励金、福祉人材就職奨励金は、何回でも支給対象になりますか。

A どの事業も、それぞれ1人1回限りの支給となります。

【ふるさと就職奨励金】

Q 1 市内に本社機能を有する企業に正規雇用されましたが、市外の工場、支店、支社、営業所等に配属になった場合、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A 市内に本社機能を有する企業であれば、市外の工場、支店、支社、営業所等であっても市内に住民登録し、居住する新規学卒者であれば対象となります。

※ 正規雇用とは…①雇用期間の定めがない ②労働時間がフルタイム ③直接雇用の要件すべてを満たす方をいいます。

※ 新規学卒者とは…学校教育法第1条、同法第124条又は同法第134条に規定する各種学校を卒業し、又は中退した日から2年以内かつ30歳未満の方をいいます。

Q 2 市外に本社がある企業に正規雇用され、丹波市内の工場に配属となりました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A 新規学卒者であれば、対象となります。

Q 3 市内企業に配属後、研修のため一時的に市外に転出することとなりました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A 企業からの命令等による1年以内の期間の研修等のためであれば、ふるさと就職奨励金の対象となります。ただし、正規雇用されている新規学卒者に限ります。

Q 4 市内企業にパートタイムで採用されて1年後に正規雇用されました。新規学卒者として、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A 新規学卒者であれば対象となります。

Q 5 大学卒業後、1年間の契約で市内企業に採用されました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A ふるさと就職奨励金は、市内企業に正規雇用された方を対象としています。正規雇用の要件である①の「雇用期間の定めがない」を満たさないことから対象となりません。ただし、翌年度に正規雇用された場合は、新規学卒者であれば対象となります。

Q 6 大学卒業後、昨年度は、就職浪人をしていましたが、1年後丹波市内の企業に正規雇用されました。新規学卒者として、ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A 新規学卒者であれば対象となります。

Q 7 大学を4年間留年し、26歳で市内企業に正規雇用されました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A 新規学卒者であれば対象となります。

Q 8 市内企業に正規雇用されましたが、1年間は市内に住民登録せず、市外の実家から通勤することにしました。ふるさと就職奨励金の対象となりますか。

A ふるさと就職奨励金は、就職時から3ヶ月以内、就職から1年経過後3ヶ月以内をそれぞれ申請期限としており、行政サービスの観点から申請時において市内に住民登録していることが前提ですので対象となりません。しかし、若者定住奨励金は令和4年4月1日以降で申請時までには市内に転入しており、年齢要件や就職要件が該当すれば支給されます。

Q 9 4月に市内のA社で新規学卒者として正規雇用され、奨励金5万円の交付を受けましたが、同年夏に退職することとなりました。翌年4月に市内のB社に再就職しましたが、この場合も新規学卒者として5万円を受けることができますか。

A 新規学卒者1人につき、奨励金の交付は1回限りとしています。既にA社で奨励金の交付を受けているため、B社への就職については対象となりません。

Q 10 4月に市外の事業所で新規学卒者として正規雇用されましたが、3ヵ月後に退職しました。翌年4月に市内に戻り、市内の企業に再就職しました。この場合は、新規学卒者として5万円を受けることができますか。

A 新規学卒者であれば対象となります。

Q 11 4月に市内のA社で新規学卒者として正規雇用されましたが、A社就職時に奨励金の交付は受けないまま、同年5月に退職することとなりました。翌年4月に市内のB社に再就職しました。この場合、新規学卒者として5万円を受けることができますか。

A 新規学卒者1人につき、奨励金の交付は1回限りとしています。A社では奨励金の交付を受けていないので、新規学卒者で2年以内かつ30歳未満であれば対象となります。

Q 12 外国人ですが、日本に留学して日本の専門学校を卒業した後、就労ビザを取得して市内の企業に就職しました。ふるさと就職奨励金の交付対象者となりますか？

A 本市に住民登録があり、市内企業に正規雇用された方であれば対象となります。